

## 弥生カレッジCMC 求職者支援訓練受講心得

第1条 訓練生は、訓練学校等での規則その他指示事項を守り、知識・技能の習得と人格の錬磨に努めるとともに早期に就職するよう努力しなければならない。

第2条 訓練生は、入校に係る手続きを速やかに行わなければならない。

第3条 訓練生は次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ相応した届書を提出及び連絡をしなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき（住所、氏名変更届）
- (2) 欠席又は遅刻、早退をするとき（欠席届・遅刻・早退・欠課届）
- (3) 就職、疾病その他やむを得ない事由により退校を希望するとき（退校願）

第4条 服装は社会人としてのマナーをわきまえた質素で清潔なものを着用すること。

第5条 訓練生は品位ある態度で行動し、風紀又は秩序を乱す行為をしてはならない。

- 1 訓練生は、受講に際してのトラブル等が発生した際には、講師および運営責任者の指示に従うこと。
- 2 訓練生は訓練学校等の施設内において飲酒、喫煙してはならない。
- 3 訓練生は教室、実習場等の環境整備に努めること。
- 4 訓練学校等施設内の教材及び機器等については、講師の指示により取り扱い、無断で持ち出し、使用してはならない。
- 5 自己及び他人の安全に注意し、安全衛生に心がけなければならない。

第6条 訓練生は、訓練学校等施設内の設備又は物品を、故意又は重大な過失により亡失又はき損した時は、その損害を弁償しなければならない。

第7条 訓練生は訓練に出席することを常とし、むやみに欠席することのないよう努力しなければならない。

修了基準を満たすためには少なくとも規定日数の8割以上の出席日数が必要となること。

遅刻・早退・欠席により、残りの訓練時間を全て出席しても修了基準に達しないことが確実となった時点で、退校することとなること。

第8条 訓練生は次の各号のいずれかに該当する場合は、退校を命ぜられる。

- (1) 出席が常でなく、欠席、遅刻、又は早退が著しく多いとき。
- (2) 施設の秩序や最適な訓練受講環境を著しく乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) 故意に施設の設備又は物品を亡失、毀損又は施設外に持ち出したとき。
- (4) 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、訓練受講者として相応しくないとき。
- (5) 講師に対して誹謗・暴言をなしたとき。
- (6) 他の訓練生の受講を妨げるような言動、行為をなしたとき。
- (7) その他、訓練の受講継続が困難であるとき。